



**皆様のご応募をお待ち
しております。**

平成30年度 神戸市東灘区社会福祉協議会

ひがしなだ こども応援助成

～募集要項～



この助成金制度には、赤い羽根共同募金配分金が
活用されています。



1. 助成の対象となる事業について

病気や障がい、家庭環境等さまざまな事情で、福祉的な課題を抱える子どもたちが、心身ともに健やかに育つことを支援する、次のような事業です。

- ①子どもを定期的かつ継続的に支援する事業
- ②子どもや保護者を支援する特徴的・先駆的な事業
- ③子どもや保護者、地域住民が多世代で交流できる事業 など

例えば・・・子ども食堂、学習支援活動、プレイパーク、運動・遊びの場 など

◆ただし、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 主な実施場所が東灘区内であること
- (2) 児童の参加が、概ね3名以上見込めること
- (3) 地域の児童を広く受け入れること(会員の内部活動は除く)
- (4) 地域住民と協力して推進する事業であること
- (5) 営利を目的とした事業でないこと
- (6) 政治的活動又は宗教的活動でないこと

※なお、当該事業に、国、兵庫県、神戸市、神戸市社会福祉協議会、本会などから補助金や委託金、助成等を受けている場合は、対象となりません。

2. 助成の対象団体について

東灘区内において社会福祉を目的として活動する団体であって、次の各号をすべて満たす団体です。

- (1) 東灘区在住・在勤の団体構成員がおおむね3名以上在籍していること
- (2) 営利を目的としない団体であること

※なお、下記に該当する団体は対象となりません。

対象外の団体

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務状況を整備、公表できない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成の対象となる事業の実施期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

※すでに実施している事業も申請できます。

4. 助成の金額について

下記のいずれか一つを選択してください。

- | | | |
|------------------|-----|----------|
| ①前年度以前から実施している事業 | 上限額 | 100,000円 |
| ②今年度新たに立ち上げる事業 | 上限額 | 200,000円 |
| ③単発の事業 | 上限額 | 50,000円 |

※助成総額 423,000円

5. 申請方法について

所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類を添付のうえ、期日までに東灘区社会福祉協議会の窓口を持参してください。郵送・メール等での申請は受け付けておりません。

※申請書は、東灘区社会福祉協議会の窓口のほか、ホームページからも入手できます。
ホームページアドレス <http://www.higashinada-syakyo.or.jp/> 「助成金案内」のページにアクセス

申請期日 平成30年 9月 28日(金)

6. 審査の方法と助成先の決定について

助成先および助成額は、申請書類による要件審査と、東灘区社会福祉協議会が設置する審査会の審査を経て、決定いたします。審査の結果は、全ての申請団体に速やかに報告いたします。

※助成先の決定は、10月下旬になる見込みです。

7. 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業が未実施または事業計画どおりに実施できなかったとき
- (2) 助成金を申請以外の事業に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不相当と認めるとき

8. その他

審査を経て、採択された場合は、事業完了後「実施報告書」等の提出が必要となります。

9. お問い合わせ

社会福祉法人 神戸市東灘区社会福祉協議会

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5-2-1 東灘区役所 5階(55番窓口)

TEL(078)841-4131 FAX(078)841-7999